

○◆児童の安全の確保について◆

(平成13年6月8日)

(雇児総発第382号)

(各都道府県民生主管部(局)長・各指定都市民生主管部(局)長・各中核市民生主管部(局)長
　　あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

本日、大阪府内の小学校において、児童が殺傷される事件が発生しました。つきましては、下記の事項に留意のうえ、管内市町村及び児童福祉施設等に対し、あらためて児童の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いします。

記

- 1 施設職員の協力体制や施設の管理体制、警察等関係機関との連携等を確保し、日頃から児童の安全の確保を図ること。
- 2 地域に開かれた児童福祉施設づくりを推進することは重要であり、そのためにも地域のボランティア、保護者及び地域の関係団体等の協力も得つつ、地域と一体となって児童の安全確保に努めること。